# 平成17年3月31日まで〈現行制度〉

市内に住所のある方で医療保険に加入している方のうち、

- ①68・69歳の方
- ②65~67歳のひとり暮らしの方(市内に1親等の血族及び配偶者のいない方) で、所得が一定の基準額以下の方。(老人保健で医療を受けられる方は 除きます。)



## 平成17年4月1日から〈新制度〉

市内に住所のある方で医療保険に加入している方のうち、

68・69歳の方で、同じ世帯の全員が市町村民税非課税の方。

(老人保健で医療を受けられる方は除きます。)

※ただし、平成17年3月31日までに対象者と認められ受給者証の交付を受 けた方については、現行制度の要件を満たしている間は、70歳まで助成を 受けることができます。

※助成の内容についてはこれまでと変更ありません。

来年度から対象となる方の要件が次のように変わります

成単 17老

月 療

Ħ 度

より変わります

医 4

制 1

**III** 

梨県老人医療費支給事

## 違法な駐車は、一刻を争う消火活動の障害になります。

# 「消火栓」や「防火水そう」 などの付近は駐車禁止です!

皆さんは、「消火栓」や「防火水そう」をご存知ですか。

これらは、消火活動には欠かすことのできない施設で、火災発生時に、消火に必要な水を消防隊に供給するも のです。

「消火栓」や「防火水そう」は道路脇や歩道上などに設置されており、これらの消防水利などの周辺は、道路交通 法で駐車が禁止されています。

また、消防隊は定期的に調査や点検・整備を行い、いつどこで火災が発生しても、直ちに消火活動ができる体 制をとっておりますが、火災発生時に、「消火栓」や「防火水そう」付近への違法な駐車車両が障害となり、消火活 動を妨げるケースが発生していますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

#### 消防水利の周辺

- (1)消火栓から5メートル以内の部分
- (2)消防用防火水そうの給水口若しくは給水管投入孔から5メートル以内の部分
- (3)消防用防火水そうの側端またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分

### その他

(1)消防用機械器具の置場(消防自動車などの車庫)の側端またはこれらの道路に接する出入口から5メートル 以内の部分



2 て活躍するものです 害現場などで、 0) レス真空ポンプを装備し 災、 華は、 事業として初期消火体制 消 能 軽量ではあ 防 風 ポン IJ プであ 水害、 可搬式小型動 地 球環 卜 プ ル が の放 めります %境に優 ŋ 地域防災の要と 地 積載されて 震などの各種災 水が 大規模地震対 力ポ が、 し た最新 可 いン ンプ が能な高 毎分約 オイ 0) お り、 は 鋭 ル

第2部 会に貸与まし は、 型動 いる消 Щ 係 備 车 12 自主 者が出席 留 地 力 市 元消防 月 15 日 宝分団 防災会長に市長 パポンプを小 貸与すると共 防 は、 車 Ų 両 関 1= 第 0 消 両部 者 2部 うち 行 防 者及 わ 形 4 2 0 れ Щ 治台を更 盛里分 へから貸 部 び た 配 自 長と小 可搬 自貸 主防 備さ 1治会 式团 新

行

わ

れ

まし

た。

貸

与された小

型

動

力

ポ

プ

付

積

# 小型動力ポンプ付積載車及び 可搬式小型動力ポンプを貸与